

教育ローン『春いちばん』

令和7年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしん教育ローン「春いちばん」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上のお客さま。 ・子弟等が学校等に就学中または就学予定であるお客さま。 ・安定した継続的収入のあるお客さま。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致するお客さま。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・学資資金（入学金、授業料、その他学校納付金、教材費） ・その他就業に付随してかかる1年分の付帯費用（100万円以内）
対象学校	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・一学生50万円以上500万円以内（10万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越期間 … 5年以内 6年制大学の場合は、7年以内となります。 ※子弟等が進学する際に、引き続き当座貸越契約利用を希望する場合には、期限延長の条件変更を行うことにより進学先の卒業予定月の3ヵ月後まで当座貸越契約を利用できます。 ・証書貸付期間 … 3ヶ月以上10年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越期間 … 変動金利です（付利単位1円）。 ご融資利率は「当金庫の新長期プライムレート+2.15%」を基準とします。 ご融資後の利率の変更につきましては、基準金利変更の都度実施し、利率を見直し後、最初に到来する利息支払日から適用となります。 ・証書貸付期間 … 変動金利です（付利単位1円）。 ご融資利率は「当金庫の新長期プライムレート+1.8%」を基準とします。 ご融資後の利率の変更につきましては、基準金利変更の都度実施し、利率の見直し後最初に到来する利息支払日の翌日から適用となります。 お取引内容に応じて、当座貸越、証書貸付の各期間それぞれ基準金利から金利を引下げさせていただきます。 <p>① 当座貸越期間 お申込み時のお取引内容に応じて基準金利から引き下げさせていただきます。 優遇項目については「金利優遇項目」チェックリスト（当貸用）に基づきます。チェックリストの詳細は店頭にて説明いたします。</p> <p>② 証書貸付期間 証書貸付切替時のお取引内容に応じて基準金利から引き下げさせていただきます。 優遇項目については「金利優遇項目」チェックリスト（証貸用）に基づきます。チェックリストの詳細は店頭にて説明いたします。</p>

返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 当座貸越期間中は、毎月10日に利息のみのご返済となります。 証書貸付切替後は、毎月10日支払日とし元利均等返済または元金均等返済。 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料は、当座貸越実行時に融資実行手数料1,100円(税込)をいただきます。 手数料は、証書貸付切替時に融資実行手数料1,650円(税込)をいただきます。 当座貸越期間中及び証書貸付期間中の保証料は、ご融資利率に含まれます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫